

総合事業 訪問型サービス A の利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です。ただし、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問型サービス A の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※生活援助のみ		基本利用料 ※(注2)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
訪問型独自サービスⅣ	訪問型サービスAを1週間に1回程度利用した場合(1回につき)※1月の中で全部で4回まで 【要支援1・要支援2・事業対象者】	2,150円	215円
訪問型独自サービスⅤ	訪問型サービスAを1週間に2回程度利用した場合(1回につき)※1月の中で全部で5回から8回まで 【要支援1・要支援2・事業対象者】	2,180円	218円
訪問型独自サービスⅥ	訪問型サービスAを1週間に2回を超える程度利用した場合(1回につき)※1月の中で全部で9回から12回まで 【要支援2・事業対象者】	2,300円	230円
訪問型独自短時間サービス	20分未満の訪問型サービスAを利用した場合(1回につき)※1月につき22回まで 【要支援1・要支援2・事業対象者】	1,360円	136円
訪問型独自サービスⅡ ※(注1)	訪問型サービスAを1週間に2回程度利用した場合(1回につき) 【要支援1】	18,800円	1,880円
訪問型独自サービスⅢ ※(注1)	訪問型サービスAを1週間に2回を超える程度利用した場合(1回につき) 【要支援2・事業対象者】	29,820円	2,982円

(注1) 訪問型サービスAの費用については、基本的に1回当たりの金額により算定しますが、1回当たりの金額により算定した1月当たりの基本料金の合計が、要支援1の方は、18,800円を超えた場合、要支援2及び事業対象者の方は、29,820円を超えた場合には、1月当たりの金額で、それぞれ18,800円、29,820円となります。

(注2) 上記の基本利用料は、市町村が要綱等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注3) 前ページ本文にも記載のとおり、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)

総合事業 訪問型サービス A の利用料

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
生活機能向上連携加算	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際に、訪問事業責任者が同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上で生活機能向上を目的とした訪問型サービスA計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,000円	100円
			200円
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金(基本料金+各種加算減算)の13.7%	
介護職員処遇改善加算Ⅱ※	※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金(基本料金+各種加算減算)の10.0%	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金(基本料金+各種加算減算)の6.3%	
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ※	※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金(基本料金+各種加算減算)の4.2%	
特別地域訪問介護加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%	
小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が5人以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者に行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者 	上記基本部分の90%